

花火を上げて、 真夏の夜の夢を見ませんか

蒲郡まつりに行う「納涼花火大会」の打ち上げ花火の協賛を募集します。

結婚記念・お誕生日・会社設立○周年・開店記念といったお祝い花火、会社のイメージアップ花火、年に一度の心意気を出す花火、密かにカップルで出す花火など、あなただけの花火を打ち上げてみませんか。

協賛した方には、市内全戸配布のプログラムに氏名や会社名などと共にメッセージを掲載させていただきます。また、花火当日には竹島埠頭緑地の特別観覧席に、10号玉以上を協賛いただいた方には商工会議所3階ウッドデッキに招待します。

と き **7月29日**☺

午後7時30分～9時(予定)

打上場所 蒲郡埠頭・蒲郡港沖合

申込期限 6月15日(金)

問合先

商工観光課内蒲郡まつり実行委員会事務局
(☎66♦1120 FAX66♦1188)

協賛の種類および金額(消費税込み)

種類・区分	規格・数量	金額	協賛者特典 (招待人数及び招待場所)
スターメイン	一基	400,000円以上	10人(商工会議所3F)
打上玉	10号玉(1玉)	60,000円	2人(商工会議所3F)
	8号玉(1玉)	40,000円	4人(竹島埠頭緑地)
	6号玉(2玉)	40,000円	4人(竹島埠頭緑地)
	5号玉(3玉)	40,000円	4人(竹島埠頭緑地)
	4号玉(5玉)	40,000円	4人(竹島埠頭緑地)
	6号玉(1玉)	20,000円	2人(竹島埠頭緑地)
	5号玉(1玉)	15,000円	2人(竹島埠頭緑地)
	4号玉(1玉)	10,000円	1人(竹島埠頭緑地)
花火とうちわ	10号玉(1玉)と500本	120,000円	2人(商工会議所3F)
うちわ	一口 500本	60,000円	なし

※協賛者案内状とともに特別観覧席招待券を送付します。招待券にはドリンク券(缶ビール1本&お茶1本)が付いています。うちわ協賛については、本数に制限がありますので、早めにお申し込みください。

離婚時の年金分割制度における家庭裁判所の手続きが始まりました

4月1日から始まった離婚時の年金分割制度での分割の割合は、原則として夫婦の協議によります。しかし、合意できないときは、それぞれの申し立てにより、家庭裁判所での審判手続きや調停手続きなどを利用して分割割合を決めることができます。

なお、離婚時の年金分割制度は、4月1日より前に離婚した方は利用できません。

裁判手続きの利用は
どうするのかな…



合意できない時は
どうすれば…

当事者間で合意できない場合における家庭裁判所の手続き

○審判手続きおよび調停手続き

- ・審判手続きでは、家庭審判官が申し立て時に提出された書類などに基づいて、年金分割の割合を判断します。
 - ・調停手続きでは、当事者間で争いのある年金分割の割合について、話し合いによる解決をめざします。
- ※年金分割に関する家庭裁判所に対する審判や調停の申し立てについては、最寄りの家庭裁判所や裁判所のウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/>)でご案内していますので、詳しくはこちらをご覧ください。

問合先 市民課 ☎66♦1110